

旅費規程

第1条 この法人の会長、副会長、顧問、理事、監事（以下「役員」という）、職員が、この法人の用務のため出張する場合には、別紙に定めるものを除き、この規程の定めるところにより旅費を支給する。

第2条 旅費の種類は、鉄道旅客運賃、船舶旅客運賃、航空費、車賃、駐車料金、ガソリン代、宿泊料、日当（宿泊出張）とし、別紙様式第7（交通費清算書）による各人からの請求に基づき支給する。

第3条 鉄道旅客運賃、船舶旅客運賃、航空費、車賃、駐車料金、ガソリン代、宿泊料、日当の支給を受ける者の区分及び旅費の額は別表の旅費額表に定めるところによる。また、旅費の額が別表に至らないときは実費額、越えるときは別表の旅費を支給する。但し、必要がある場合にはこれらによらないことができる。

第4条 理事長がこの法人用務のため、役員、事務局職員以外の者に旅行を依頼する場合において、その者に対して支給する旅費に関しては、その都度決定するものとする。

第5条 この規程に定めのない事項は、理事長若しくは事務局長の判断により決定する。

附則

この規程は、平成15年4月1日から適用する。

改正 令和2年10月5日改正

別紙

- 1 当該鉄道に急行があるときは、急行料金を支給する。但し、特別急行料金にあつては、片道 100 k m 未満、普通急行料金又は準急行料金にあつては、片道 50 k m 未満のときは支給しない。
- 2 当該路線及び航路で座席指定料金を徴する客車及び船舶を運航するものによる旅行をする場合には、座席指定料金を支給する。
- 3 次に掲げるものが当該路線及び航路で特別車両料金及び特別船室料金を徴する客車及び船舶を運航するものによる旅行をする場合には、特別車両料金及び特別船室料金を支給する。
会長、副会長、顧問

別表

旅費額表

(単位 円)

	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	駐車料金	ガソリン代	宿泊料
会長、副会長、顧問	実費	実費	実費	実費	実費	20 円/km	15,000 円
理事、監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	12,000 円
職員、その他	〃	〃	〃	〃	〃	〃	10,000 円

日当 (宿泊出張の場合のみ) 2,000 円